

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第82号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月5日 11時30分ごろ	
発生場所	愛知県碧南市衣浦港東防波堤西灯台から真方位056° 1,650m付近 (概位 北緯34° 49.6′ 東経136° 57.5′)	
事故等調査の経過	平成22年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二成怡丸、13トン AC2-4226（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 深井、5トン未満 240-45602愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 左舷船首外板等に凹損、き裂及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、操業後、衣浦港へ向け約13～14ノットの速力で北進中、B船は、船長Bが1人で乗船し、衣浦港東防波堤付近で錨泊して釣りをしていたところ、平成22年5月5日11時30分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：潮候 下げ潮の中央期	
その他の事項	船長Aは、本事故直前、約2海里先にB船を視認していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は北進中、B船は錨泊中、衣浦港入口付近において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、錨泊中のB船を視認していたが、携帯電話を使用した作業に意識を集中していたことから、見張りを行わず、B船に向けて航行したのと考えられる。
原因	本事故は、衣浦港入口付近において、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Aが、携帯電話を使用した作業に意識を集中し、見張りを行っていなかったため、B船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したのと考えられる。	